【種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例】

○ 資産の種類をコード番号で記入してください。

種類コード	
1	構築物
2	機械及び装置
3	船舶
4	航空機
5	車両及び運搬具
6	工具，器具及び備品

・資産の名称を分かりやすく記入してください。

○ 資産を実際に取得した年月を記入し、年号は、コード番号で記載してください。

年号コード	
1	明治
2	大正
3	昭和
4	平成
5	令和

・増加した資産を記入する場合は増加資産に○を、全資産を記入する場合は、全資産に○をお願いします。

・氏名又は名称を記入してください。

○ 「増加事由」の欄は、次の番号の該当するものを○で囲んでください。

事由コード	
1	新品取得
2	中古品取得
3	移動による受入れ
4	その他

・この「種類別明細書（増加資産・全資産用）」は、２枚のうち１枚目とページ数を付けてください。

・当該資産について、次のような事項を記入してください。

① 課税標準の特例がある資産については、その適用条例
（例：法第 349 条の３第１項）
② 割賦販売資産等で法第 342 条第 3 項の規定の適用がある資産については、その旨表示と売主の名称等
③ 耐用年数の変更があった場合には、その旨の表示
④ 短縮耐用年数を適用している資産はその旨の表示
⑤ 増加償却を行っている資産はその旨の表示
⑥ その他当該資産の価格決定にあたっての必要事項

令和　6　年度

提出用

種類別明細書（増加資産・全資産用）

第二十六号様式別表一（提出用）

※ 所有者コード　住民コード　8383838

所有者氏名　佐久太郎株式会社

2 枚のうち 1 枚目

行番号	資産の種類	※資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額（イ）	耐用年数	※減価残存率（ロ）	※価額（ハ）	※課税標準の特例 率	コード	※課税標準額	増加事由	摘要
01	1	記入不要	駐車場（舗装）	1	5	5	0	1,283,000	10	0.	記入不要				①・2・3・4	
02	6		サーバー	1	5	5	0	790,000	5	0.					①・2・3・4	
03	6		応接セット	1	5	5	11	830,000	5	0.					①・2・3・4	
04										0.					1・2・3・4	
05										0.					1・2・3・4	
06										0.					1・2・3・4	
07										0.					1・2・3・4	
08										0.					1・2・3・4	
09										0.					1・2・3・4	
10										0.					1・2・3・4	
11										0.					1・2・3・4	
12										0.					1・2・3・4	
13										0.					1・2・3・4	
14										0.					1・2・3・4	
15										0.					1・2・3・4	
			小計			3		2,903,000								

1000BCX02

（資産の種類欄には、下記の区分番号を記入してください。）

番号	種類区分	番号	種類区分
1	構築物	4	航空機
2	機械及び装置	5	車両及び運搬具
3	船舶	6	工具、器具及び備品

注意 「増加事由」の欄は、１新品取得、２中古品取得、３移動による受入れ、４その他 のいずれかに○印を付けてください。

※参考
＜課税標準額の算出方法＞
・前年中に取得した資産
価格(評価額)＝取得価額×(1-減価率/2)
・前年前に取得した資産
価格(評価額)＝前年度評価額×(1-減価率)
通常は、課税標準額＝価格(評価額)だが、特例等が適用される資産においては特例率適用後が課税標準額となります。
ただし、**評価額の最低限度額は取得価額の 100 分の 5 となります。**
減価率は原則として耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数に応じて定められた率です。

・資産の取得価額を記入してください。
なお、「取得価額」は償却資産を取得するために通常支出すべき金額（償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、据付費、その他償却資産を事業の用に供するために直接要した費用）を含む。
また、法人税法及び所得税法の規定による圧縮記帳については、固定資産税における償却資産の評価上認められておりませんので、実際の取得価額を記入してください。

・耐用年数省令改正後の耐用年数を記載してください。
・別紙の「主な償却資産の耐用年数」をご参照ください。
・減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第１から別表第９まで（別表第３及び別表第４は除く。）に掲げる耐用年数を記載してください。なお、中古資産について見積耐用年数による場合は、その耐用年数につき国税局長の承認を得てください。また、短縮耐用年数による場合はその耐用年数を記載してください。（短縮承認通知書の写し添付）